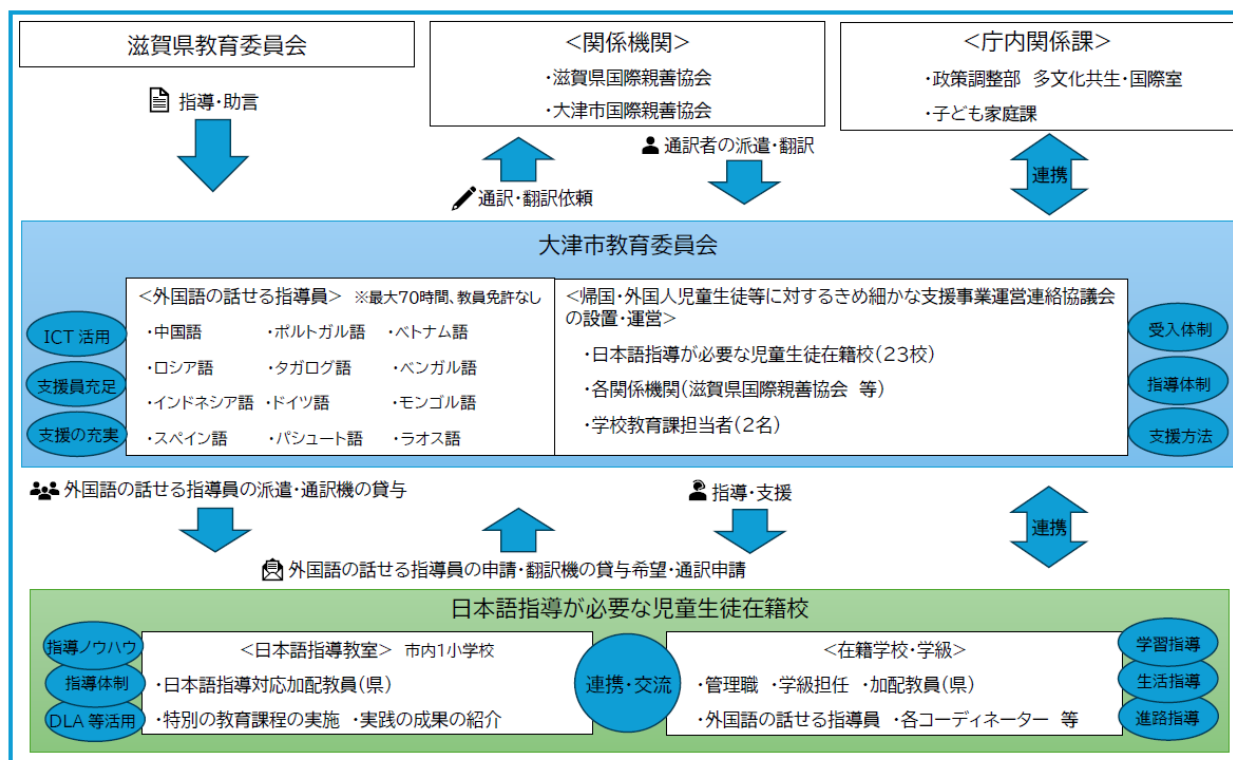


令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 大津市 】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



【帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業運営連絡協議会の構成員】

大津市教育委員会事務局2名、日本語指導が必要な児童生徒在籍校の管理職・担当者等、関係機関(滋賀県国際親善協会、大津市国際親善協会)

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

帰国・外国人児童生徒等に対する支援を充実させるため、8月に「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業運営連絡協議会」を開催した。教育委員会、市内学校の管理職・担当者、関係機関(滋賀県国際親善協会、大津市国際親善協会)が参加し、市内の外国人児童生徒等の在籍状況や指導上の課題を整理するとともに、日本語指導や適応指導の在り方について協議を行った。また、日本語指導教室設置校による実践発表や講師による指導講話を通して、日本語指導や母語支援等に関する情報共有と実践交流を実施した。

(2)学校における指導体制の構築

市内1小学校において、日本語指導対応加配教員の配置があり、校内体制を整えるとともに、「特別の教育課程」による日本語指導教室を実施した。令和7年度開催の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業運営連絡協議会」において、指導体制の共有や実践発表を行い、域内の日本語指導が必要な児童生徒在籍校での体制構築に繋げた。指導・支援体制の整備に係る教員配置について、現在は、日本語指導が必要な児童生徒の在籍数が少ない為、各校の状況によって非常勤講師の加配がある。今後も域内の在籍数に着目し、状況に応じて体制の整備が進むよう、加配教員配置校の取り組みや実践をまとめていく。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

各校において、児童生徒の実態に応じた個別の指導計画を作成し、計画的に日本語指導を実施した。

5月:「特別の教育課程」の編成および実施について各校へ通知

7月:個別の指導計画に基づいた指導実践の共有(運営連絡協議会)

10月:個別の指導計画の見直しおよび指導の改善

2月:達成目標の評価

(4)成果の普及

・教育委員会のホームページに実践の概要と成果を公表した。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・日本語指導が必要な児童生徒に係る学校の申請に基づき、外国語の話せる指導員を派遣し、日本語の日常会話ができるように支援をした。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

・協議会には14校が参加し、参加者のリフレクションでは、100%の肯定的評価が得られた。

・関係機関と在籍校とが繋がり、児童生徒の支援方法等を相談できる関係が構築できた。

・各校の実践を交流することで、地域全体の指導・支援の幅が広がった。

・児童生徒の指導に必要な資料や相談機関等について、さらに周知が必要である。

・日本語指導が必要な児童生徒が散在する本市の状況から、引き続き本協議会を開催し、日本語指導教室の取り組みの発信や関係機関と学校との連携を進めていく必要がある。

(2)学校における指導体制の構築

・8月の連絡協議会において、日本語指導教室の実践を発表した。市内14校が参加し、域内の日本語指導が必要な児童生徒在籍校での体制構築に寄与した。

・日本語指導教室の実践の周知が必要である。引き続き、連絡協議会等を通じて実践内容を広めていく。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・「特別の教育課程」実施のためのカリキュラムマネジメントについて理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案できた。

・個別の指導計画の実施・見直しのサイクルにより、対象児童の日本語力や在籍学級の学習への参加が向上した。

・各校が日本語の指導が必要な児童生徒の状況に応じて、市の事業や県の事業を活用しながら円滑に指導を進められるよう、引き続き支援を進めていく。

(4)成果の普及

・ホームページで公表することにより、地域のみでなく全国に成果を発信できた。

・在籍する学校間で成果と課題を共有し、各校の次年度の取り組みにつなげた。

・域内の学校が外国人児童生徒の受け入れ時に対応できるよう、資料等の周知をした。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・今年度は、14校44名の日本語指導が必要な児童生徒に対し外国語の話せる指導員を派遣し、対象児童生徒が日本語の習得等に寄与し、学校生活の適応につながった。

・日本語指導が必要な児童生徒の転入は、急な対応を要するものが多く、また、対応言語の幅が広い。支援が必要な言語を話せる指導員の確保やICT機器の効果的な活用等、支援の充実についてさらに検討を進める必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	56人 (16校)	11人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		33人 (7校)	5人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

・日本語指導が必要な児童生徒の受け入れや指導に関する情報をまとめ、学校が対応する際に校務支援システム上で確認できる環境の整備を進めたい。